

第219回埼玉県都市計画審議会

平成24年6月14日午後2時28分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、これから第219回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在19名の委員の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しております。本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りいたしました資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。そして、本日机の上にお配りいたしましたのが次第、座席表、そして本日現在での委員名簿でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会会長であり、筑波大学大学院教授の谷口守様でございます。

○議長（谷口） 谷口でございます。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員としまして、弁護士の石川和子様でございます。

○石川委員 よろしく願いします。

○事務局 早稲田大学教授の後藤春彦様でございます。

○後藤委員 よろしく願いします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の田端講一様でございます。

○田端委員 田端です。よろしく願いします。

○事務局 埼玉県商工会議所連合会副会頭の久保敏三様でございます。

○久保委員 よろしく願いします。

○事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の宮坂亘様でございます。本日は代理として、関東農政局農村計画部農村振興課課長補佐の太田将之様にお越しいただいております。

○太田代理 太田です。よろしく願いします。

○事務局 関東運輸局長の神谷俊広様でございます。本日は代理として、埼玉運輸支局次長の星野朗様にお越しいただいております。

- 星野代理 星野でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の下保修様でございます。本日は代理として、大宮国道事務所長の辻保人様にお越しいただいております。
- 辻代理 辻でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村の議会の議長を代表しまして、所沢市議会議長の中村太様でございます。
- 中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 滑川町議会議長の田幡宇市様でございます。
- 田幡委員 田幡です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第4号に規定します県議会議員の須賀敬史様でございます。
- 須賀委員 須賀です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 田村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 加藤裕康様でございます。
- 加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 小谷野五雄様でございます。
- 小谷野委員 小谷野です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 諸井真英様でございます。
- 諸井委員 諸井です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 水村篤弘様でございます。
- 水村委員 水村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 萩原一寿様でございます。
- 萩原委員 萩原でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 江野幸一様でございます。
- 江野委員 江野です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同条例第3条第2項に規定する専門委員といたしまして、埼玉県住宅供給公社理事長の前田一彦様でございます。
- 前田委員 前田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、同条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員といたしまして、東京国際大学教授の松村敦子様、浦和大学特任講師の井岡由美子様、同条例第2条第1項第3号に規定する市町村長を代表する委員といたしまして、新座市長の須田健治様、伊奈町長の野川和好様、同条例第3条第1項に規定する臨時委員といたしまして、関東財務局長の居戸利明様、関東経済産業局長の宮川正様、埼玉県警察本部長の横山雅之様に御就任いただ

いております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで幹事事務局として臨席している職員を代表いたしまして、南沢都市整備部長からごあいさつ申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 皆様こんにちは。埼玉県都市整備部長の南沢と申します。委員の皆様には、日頃から埼玉県の都市計画行政の推進に関しまして御支援、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本審議会につきましては、昭和44年に設置されたものでございます。以来218回開催されまして、4,960件の案件を御審議いただいております。おかげさまで土地利用の制限や誘導、都市整備の事業化など、県内各地における都市計画や都市づくりが進展してまいりました。

さて、都市計画法の改正により、地元自治体の裁量の拡充が順次なされ、地域が自らの意思と責任でまちづくりを進める時代となってまいりました。一方、埼玉県の人口はここ数年のうちに減少に転じると見込まれ、また今後も生産年齢人口の減少と老年人口の増加、高齢化率の急上昇が続くと見込まれております。さらに、埼玉県では東日本大震災を教訓に首都直下地震などの被害想定の見直しを来年度にかけて行ってまいります。都市計画や都市づくりにおいては、こうしたさまざまな状況変化を踏まえ、今まで以上に創意工夫をすることが求められております。県といたしましては、安心安全の確保や、住みたい、立地したい、行ってみたいと思っただけのような選ばれる埼玉を目指し、都市づくりに取り組んでまいります。委員の皆様におかれましては、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局 これからは、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） 承知いたしました。

本日は、委員の皆様方、大変御多忙のところ御出席いただきましてどうもありがとうございます。皆様の御協力をいただきながら、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。御協力のほどお願い申し上げます。

最初に、会議録の署名委員をお二人お願いしたいと思っております。本議会の運営規則第5条第2項の規定に基づきまして、私から指名させていただければと思います。大久保委員さん、よろしいでしょうか、お願いします。あとお一方、須賀委員さん、よろしいでしょうか。お願いいたします。それでは、お二人に署名委員をお願いしたいと思います。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱に基づきまして、原則公開ということになっております。私といたしましては、本日は特に非公開とすべきと思うような案件はございませんけれども、委員の皆様におかれましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、本日の審議会はすべて公開ということで進めさせていただきたいと思
います。

傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 はい。

○議長（谷口） それでは、傍聴者の入場を許可いたしますので、お願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） 議事に入ります前に、傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読み、遵守していただきたいと存じます。

この傍聴要領に反する場合は退場していただくこととなりますので、御了解ください。

あと、写真撮影などがございましたら許可いたしますので、いかがでしょうか。ございますか。
写真撮影は特にございませんね。

それでは、ただいまより第219回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の次第にありますとおり議第4961号「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針の変更について」など、都市計画法に関わる、合わせて全部で6つの議案について
御審議をお願いするものでございます。

それでは、初めに議第4961号「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について」、いわゆる整開保と呼ばれているものですね。これと、その次の議第4962号「東松山都
市計画区域区分の変更について」、それとその次の議第4963号「東松山都市計画用途地域の変更に
ついて」は、全部東松山都市計画関連でございますので、この3議案につきましては一括して議題
に上げさせていただければと思います。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の戸井原でございます。議第4961号「東松山都市計画都市計
画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4962号「東松山都市計画区域区分の変
更について」及び議第4963号「東松山都市計画用途地域の変更について」、一括して説明をさせて
いただきます。恐れ入りますが、着席して説明をさせていただきます。

今回は、平成24年度になりまして初めての都市計画審議会でございます。そこで、新しく委員に
なられた方もおられますことから、個別の議案に先立ちまして、今回御審議いただきます各都市計
画の関連性や埼玉県の考え方について説明をさせていただきます。

それでは、前方のスクリーンを御覧ください。初めに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針」でございますが、これは都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全す
るため、住民に理解しやすい形で長期的な視野に立ちまして都市の将来像を明確にし、その実現に
向けての大きな道筋を明らかにするものでございます。土地利用や都市施設、市街地開発事業など
の個別具体の都市計画につきましてはこの方針に即して定めます。

次に、土地利用に係る都市計画でございますが、大都市の近郊などの乱開発のおそれのある区域など、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合には、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分いたします区域区分を定めております。なお、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に市街化を図るべき区域でございます。市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域でございます。さらに、市街化区域などの市街地におきましては、住居、工業、商業などの土地利用を適正に配置するため、用途地域などの地域地区を定めます。また、道路、公園、下水道など都市の暮らしに必要な都市施設や土地区画整理事業などの市街地開発事業を都市計画に定めます。これらの都市計画のうち県が定めるものは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、区域区分、それと広域の見地から定める必要のある都市施設などです。本審議会では、これら県が定める都市計画につきまして御審議いただくこととなります。

次に、現在の埼玉県におきます都市計画の基本的な考え方を説明させていただきます。本県では人口減少、超高齢社会の同時進行、また経済のグローバル化など、都市計画を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応するため、今後20年間を見据えた本県の都市計画の基本指針となります「まちづくり埼玉プラン」を平成20年3月に策定いたしました。このプランでは、埼玉の目指すべき将来都市像として『「みどり輝く生きがい創造都市」～暮らし続けるふるさと埼玉～』を掲げ、暮らしやすく、ふるさととして愛着の持てるまち、だれもが生き生きと働いている元気なまち、地域の営みが未来につながるまちを目指すことといたしております。特に首都圏中央連絡自動車道の整備によりまして利便性が向上いたします高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路の沿道に産業を集積することといたしております。

そこで、平成23年度から平成27年度までの5年間におきます区域区分の見直しに当たりましては、「まちづくり埼玉プラン」を踏まえて、要領を策定し、運用をいたしております。この要領の考え方でございますが、人口減少、超高齢社会の同時進行に対応し、歩いて暮らせるまちを実現するため、市街地の拡散を抑制することといたしております。また、必要な産業の振興を図るため、農林漁業との調和を図りつつ、必要な産業を集積いたします。具体的には、住居系の市街地は人口増加が見込まれる区域の駅周辺を拡大の対象といたしまして、次に工業系の市街地につきましては首都圏中央連絡自動車道を初めといたします高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺地域など、本県の産業施策に合致する区域のうち道路等の都市基盤の整備が確実である地区を拡大の対象といたしました。

それでは、個別議案の説明に移らせていただきます。議案書では、5ページから77ページでございますが、前方のスクリーンで説明をさせていただきます。この3つの議案は、東松山都市計画区域に関する議案でございます。東松山都市計画区域は、埼玉県の中央部に位置する東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町の1市3町で構成しております。都心からは、おおむね60kmに位置しております。この区域は関越自動車道が通り、首都圏中央連絡自動車道が近く、交通の利便性が高いため、

産業の立地に適した区域でございます。

まず、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、農業的な土地利用がされておらず、また大規模な未利用地となっております東松山市の葛袋地区、それと吉見町の西吉見南部地区を新たに、周辺の土地利用や自然環境に配慮しつつ、周辺と調和した工業地に位置づけることといたします。また、これにあわせまして所要の数値などを変更するものでございます。

次に、区域区分の変更でございますが、葛袋地区は関越自動車道東松山インターチェンジから南に約1kmの位置でございます。地区内は、土地区画整理事業によって道路等の都市基盤を整備し、あわせて主要地方道東松山越生線までのアクセス道路を整備いたします。

次に、西吉見南部地区は関越自動車道東松山インターチェンジから東へ約4km、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジから北へ約5kmの位置でございます。地区内は、土地区画整理事業によりまして道路等の都市基盤を整備し、あわせて主要地方道東松山鴻巣線までのアクセス道路を整備いたします。このように両地区とも高速道路のインターチェンジ周辺に位置し、交通の利便性が高く、工業地としての好条件を備えておりますことから、葛袋地区面積約28ha、西吉見南部地区面積約25ha、合計約53haを新たに市街化区域に編入し、計画的に市街化を図るものでございます。この変更によりまして、東松山都市計画区域の市街化区域は約1,871haとなります。

次に、用途地域についてでございますが、両地区とも主として工業の利便を増進するため、工業地域を指定いたします。

なお、参考までに申し添えますと、これまで大都市圏におきましては広域的な調整を図る観点から県が用途地域を定めてまいりましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法令」が施行されましたことによりまして、本年4月1日以降都市計画法の手続が開始されるものから、大都市圏におきましても用途地域は市町村が定めることとなりました。本議案は、改正法令の施行以前に県が都市計画の手続に着手しておりましたので、法令の経過措置に従いまして県が用途地域を定めるものでございます。したがって、これが県が定める最後の用途地域となるわけでございます。

以上説明させていただきました葛袋地区及び西吉見南部地区に係る議案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成24年1月13日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東松山都市計画区域区分の変更について」及び「東松山都市計画用途地域の変更について」は意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、東松山都市計画を構成いたします東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町に対しまして意見を照会いたしましたところ、いずれの市町からも賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。最初の都市計画の基礎知識から解説いただきまして、ありがとうございました。大学の授業で使いたいですね。

特に御意見、御質問ございませんか。いかがですか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） もし御意見ございませんようでしたら、採決に入らせていただこうかと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） 3議案ございましたが、順序立てて採決させていただければと思うのですけれども、最初の議第4961号の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」という議案は、この都市計画の基本的な方向を示すものでございます。ということで、まずその方向性に関して採決させていただいて、あと個別の議第4962号及び議第4963号はその次に順番に採決させていただきたいというふうに考えております。

ということで、最初の議第4961号、「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4962号及び議第4963号の2議案は、これは一括して採決させていただいて大丈夫かと思えます。ということで、この記念すべき最後の用途地域の決定、議第4962号及び議第4963号の2議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、次は狭山都市計画です。議第4964号「狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」です。それに関連しまして、議第4965号「狭山都市計画区域区分の変更について」の2議案でございます。これもそれぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4964号「狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4965号「狭山都市計画区域区分の変更について」、一括して説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

議案書では79ページから133ページでございますが、スクリーンで説明をさせていただきます。この2つの議案は、狭山都市計画区域に関する議案でございます。狭山都市計画区域は、県の南西部に位置する狭山市だけで構成をいたしております。都心からおおむね40kmに位置しております。都市計画区域内には、首都圏中央連絡自動車道が通りまして、交通の利便性が高く、産業の立地に適した区域でございます。

まず、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、既に良好な操業環境を保全し、周辺環境との調和に配慮する良好な工業流通拠点として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置付けられております狭山工業団地を拡大することといたしまして、これにあわせて所要の数値等変更を行うものでございます。

次に、「都市計画区域区分の変更について」でございますが、今回工業地として新たに市街化区域に編入する柏原北地区は、首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジから東に約2kmの位置にございまして、工業地として好条件を備えている面積約7haの地区でございます。この地区は、昭和45年に一旦、市街化区域として定めた地区でございますが、計画的な市街地整備が図られず、農地等が相当量残存し続けていましたことから、乱開発を防止するため、工業専用地域の用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域としたいいわゆる暫定逆線引き地区でございます。その後、首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジの開通によりまして、工業地としてより適地となりましたことから、狭山市が工業専用地域としての土地利用に必要な地区計画を定め、都市基盤の整った市街地が形成されることが確実となりましたことから、再び市街化区域に編入するものでございます。これらの変更によりまして、狭山都市計画区域の市街化区域は約1,442haとなります。

以上説明いたしました狭山市の柏原北地区に関するこれら2議案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成24年4月17日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、狭山市に対しまして意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますか。

暫定逆線引きという手法で、最初決定された状況に戻されたということですね。

○幹事（都市計画課長） はい、そうです。

○議長（谷口） そういう理屈になっておりますね。

特に御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、これより採決に入らせていただきます。

これも段階的に採決させていただければと思います。この議第4964号の「狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、都市計画の基本的な方向を示すものでございますので、議第4965号に先立ち採決させていただきます。

ということで、議第4964号の議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4965号の議案につきまして採決させていただきます。この議案に関しまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、御異議ないものとしたしまして、本件も原案のとおりということで決定させていただきます。

それでは、最後の案件となります。議第4966号です。「毛呂山・越生都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4966号「毛呂山・越生都市計画下水道の変更について」を説明させていただきます。

議案書のページでは135ページから143ページでございます。下水道に係ります都市計画は、基本的には市町村が定める都市計画でございます。しかし、この議案の下水道の排水区域は、1つの市町村の区域を超えまして、毛呂山町、越生町、鳩山町の3町の区域にわたり、広域の見地から決定する必要があるため、県が定めるものでございます。

毛呂山・越生都市計画区域は、県の中央部に位置する毛呂山町、越生町、鳩山町の3町で構成しておりまして、都心からおおむね50kmに位置しております。この区域における下水道は、3町で1つの排水区域となっております。毛呂山・越生・鳩山公共下水道は、荒川及び東京湾の水質保全を図るとともに、都市の健全な発展と生活環境の向上に寄与することを目的としておりまして、今回の変更は排水区域を拡大するものでございます。拡大いたします下川原処理分区、これは毛呂山町の川角駅北西部に位置しておりまして、光山小学校から東武越生線をまたいで一級河川葛川までの地区でございます。この地区は、市街化調整区域ではございますが、小学校及び既存団地を含んでおりまして、相当に宅地化をしております。さらに、その宅地化が進んでおりますが、単独浄化槽とくみ取りを使用している住宅が約8割を占めておるため、排水により臭気等の課題がございます。これを早期に改善し、水質保全と生活環境の向上を図るため、今回この約17haを新たに排水

区域に編入するものでございます。この変更によりまして、毛呂山・越生都市計画下水道の排水面積は約830haとなります。

以上説明いたしました毛呂山・越生都市計画下水道の変更に関する議案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成24年4月25日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、毛呂山・越生都市計画区域を構成する毛呂山町、越生町、鳩山町に対して意見を照会いたしましたところ、いずれの町からも賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○江野委員 区域内の色分けは、どのようになっているのですか。

○幹事（都市計画課長） その色分けは、主に黄色い部分が住居系、それからブルー系につきましては工業系の、これが市街化区域内の用途地域の色分けでございます。

○江野委員 わかりました。

○議長（谷口） 赤は商業地域ではないのですね。

ほかにいかがでしょうか。

すみません、私からも一点お聞きしたいのですが、ここで区域拡大されることによって下水処理の負担はちょっと大きくなると思うのですけれども、処理される側の施設というのは、キャパシティーというのは、それは十分大丈夫なのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） この区域につきましては、3町の排水区域、1つの区域でちょうど赤く塗ったところから少し左上のほうに毛呂山処理センターというのがございます。そこの処理場で一括処理をしております、その処理能力の範囲内でございます。

○議長（谷口） ということは、問題がないということですね、その点に関しましては。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、この議第4966号につきまして採決を行いたいと思います。

原案のとおり決定するというので御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして本日の審議はすべて終了ということになりました。御協力どうもありがとうございました。

傍聴者の方々は、済みませんが、事務局の指示に従って御退席いただけますでしょうか。

それでは、ここで私の議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 本日は、委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

午後3時06分 閉 会